

## ● 第4章 医療救護活動 ●

### 熊本地震からの気付きと今後に向けて

#### 医療救護派遣の調整

医療救護活動には、超急性期から慢性期までの活動があるが、被災地への派遣を強く希望する支部(管下病院)が多いことなどから、どの時期においても派遣の調整には、困難を極める。特に撤収期には、その調整に本社、各ブロック代表支部は翻弄される。可能であれば、派遣先の需要を勘案した、派遣元の配慮が必要と思われる。

#### 新たな救護事業の展開

熊本地震を契機として、避難所支援活動(DVT・ICT・WOC・WATSAN活動)をそれぞれ展開。これらの活動は、発災直後から行うことが重要であり、状況次第では急性期からの調整が必要となるため、各都道府県、各医療救護団体、災害医療コーディネーターがその重要性を認識し、救護訓練にもその概念を盛り込む必要があると考える。

#### 救護所・診療所撤収に伴う診療録等の整理

救護所内には、日赤以外の医療救護団体のカルテが残っており、不規則に雑然となっていた。災害時には県で保管するため、日別・氏名別に整理し、管轄する保健所へ持参。

救護所の運営は撤収までが一連の活動であること、最後まで気を抜かずに活動することの重要性を再認識した。

また、診療録には記載漏れもあり全体での教育が必要と感じた。

#### 民間企業との協定の実動性と情報共有

日本赤十字社では、ルートインジャパン(救護活動における関係者の宿泊)、ナガワ(災害時におけるレンタル資材の提供)、イオンリテール(災害時における支援協力、救援物資の調達)など民間企業と災害対応についての協定や覚書を結んでいる。

熊本地震においては、これらの協定に基づく具体的な実動や企業との情報交換について、支部災害対策本部ではほとんど知り得なかった。

大規模災害を想定し、これら民間企業との協定や覚書の在り方を検証する必要性を感じた。



CHAPTER 5  
第5章

こころのケア活動

佐藤 名

## 日赤こころのケア対策本部との連携

### 赤十字こころのケアの歴史と活動

国際赤十字・赤新月社連盟(\*)は、平成6年(1994)、デンマーク・コペンハーゲンに心理支援センターを設立し「心の救急法」の普及を開始した。「心の救急法」は、次の4つの要素を基本とする心理的支援である。

- ①支持：そばにいてあげる
- ②傾聴：熱心に話を聴く
- ③共感：その人の身になって感じる
- ④具体的支援：できることをする

日本赤十字社もこの動きを受け、救護要員研修会にこころのケアを導入。平成15年には「こころのケア事業実施計画」を策定し、こころのケア指導者養成を開始した。

国連が提唱しているIASC(Inter Agency Standing Committee: 人道機関常任委員会)のガイドラインでは、非常事態のこころのケアを表現するなかで“メンタルヘルス(精神科医療)と心理社会的支援”を併記している。日赤のこころのケア活動は、この心理社会的支援にあたり、個々の被災者に提供する心理的支援と、避難所や地域に基づいた社会的支援を目指

すものである。

日本赤十字社が初めて組織的な活動を行ったのは、平成16年10月23日に発生した新潟県中越地震においてである。また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、被災3県(宮城県・岩手県・福島県)に対し、6ヵ月間で588名のこころのケア要員を派遣し、14,039人の被災者の方々に下記のようなこころのケアを行った。

- 宮城県・岩手県での活動：日赤宮城県支部、日赤岩手県支部が中心となり、仮設住宅の被災者に対し継続的な支援を実施。
  - 福島県での活動：日赤福島県支部はもちろん赤十字奉仕団が、早朝から避難者への支援を実施。
- 日赤本社は、東北3県での活動の評価を行い、問題点を抽出してその見直しを図った。

\*国際赤十字社・赤新月社連盟とは…  
各国の赤十字社・赤新月社の国際的な連合体であり、スイスのジュネーブに事務所と世界60ヵ所以上に代表部を置く独立した人道機関。



### 熊本地震におけるこころのケアチームの活動



日赤のこころのケア活動は、熊本地震を契機にさらに一步前進をした。新潟県中越地震や東日本大震災においては、医療救護班とこころのケアチームがそれぞれ別の場所に災害対策本部を作っていたため、横の連携をとることが難しかった。熊本地震ではその教訓を活かし、熊本赤十字会館大ホールに設けた熊本県支部災害対策本部を、医療救護班チームとこころのケアチーム合同の本部とした。災害においてはあらゆる情報の共有を図る必要があるとの判断からである。これにより、毎日行った朝夕のミーティングでお互いの活動状況を報告し合い、情報の共有を図ることができた。

熊本県支部災害対策本部内に入ったことで、こころのケアの活動形態も変わった。以前は、2~3名のこころのケア班が救護班に同行する“救護班帯同型”が中心であった。熊本地震からはこころのケア班が救護班と並立の立場で活動する位置づけとなった。これにより、熊本県の災害派遣精神医療チーム(DPAT)が行う精神科医との連携も円滑になり、こころのケア活動の中で医療的対処が必要と判断した場合は速やかに引き継ぐことができた。熊本地震における主なこころのケア活動は、長引く避難所生活を送る被災者の方々

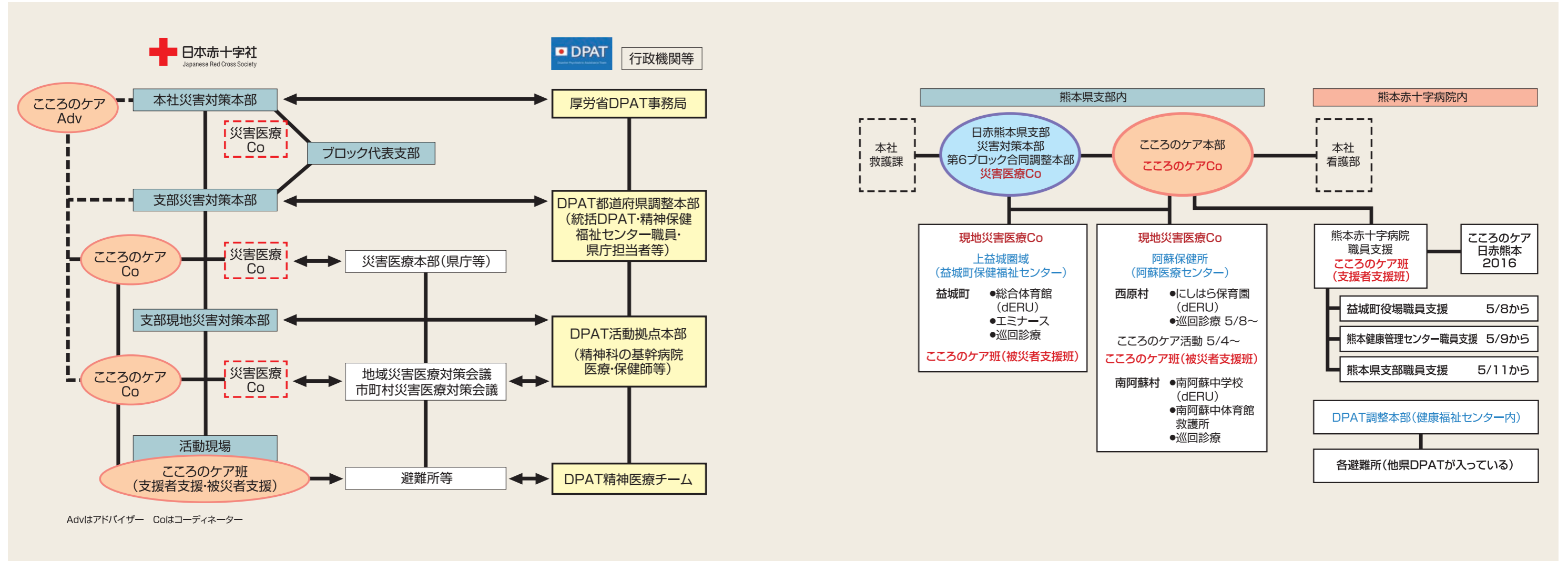
に対し、特別な訓練を受けたこころのケア要員が行う「心の救急法」に基づく心身のケアである。具体的には、被災者の方のストレス軽減やハンドマッサージなどに力を入れた。今回は、自治体や我々日赤熊本職員に対しても、自宅の倒壊や家族が避難所生活となるなどの被災者としてとらえ、こころのケアの対象とした。主な活動期間は、4月21日~6月13日。活動人員は、35班、149名。一般の被災者の方1,237人、疲弊している自治体職員及び日赤熊本職員532人、計1,769人の方々への対応を行った。



支部災害対策本部で最後の活動報告をするこころのケア班要員

# こころのケア活動体制

アドバイザー、コーディネーターの位置付け



## こころのケア アドバイザーの役割

1. 被災地における心理社会的支援のニーズを把握し、本社災害対策本部あるいは被災地支部災害対策本部に対し、必要に応じてこころのケア活動の効率的かつ効果的な実施に関する専門的助言を行う。
2. こころのケアコーディネーターのカウンターパートとして、助言・指導の対応にあたる。
3. 日赤内の精神科等医師及び臨床心理士の連携窓口。
4. DPAT事務局、統括DPAT及び精神保健支援にあたる他機関・団体との連携窓口。
5. 平時は、各種研修プログラムの策定及び学術的研究・発信を行う。

## 災害対策本部こころのケア コーディネーターの役割

1. 被災地のニーズアセスメントを行い、拠点機能の立ち上げと状況を確認する。
2. 被災地支部災害対策本部及び現地災害対策本部において、こころのケア要員及びこころのケア班の活動管理・調整にあたるとともに実行計画の作成を行う。
3. こころのケア要員のカウンターパートとして、助言・指導の対応にあたる。
4. 日赤災害コーディネーターと連携し、都道府県災害医療調整本部等の開催する各種会議等に参加し、保健所、精神保健福祉センターとの連携を図るとともに、リエゾンとしてDPAT等の精神医療チームとの連携・調整にあたる。

## こころのケア活動状況

区分	実働時間	期間	こころのケア要員	連絡調整員	合計
コーディネーター班 (アドバイザー含む)	4/23(土)～ 6/13(月)	52日間	●コーディネーター 12名 ●サブコーディネーター 9名 ●アドバイザー 2名	11名	34名
支援者支援班	4/21(木)～ 6/4(土)	45日間	24名	9名	33名
被災者支援班	5/4(水)～ 6/13(月)	41日間	66名	15名	81名
その他 (本社看護部)	4/23(土)～ 6/13(月)	3日間	—	—	1名

コーディネーター班・こころのケア班等、  
こころのケアチームの派遣人数は延べ149名

支援対象	支援先	人数	小計	中計	合計
被災者支援	益城町	689人	1,237人	1,237人	1,769人
	西原村	548人			
支援者支援	益城町	164人	381人	532人	
	西原村	217人			
	熊本赤十字病院	80人			
	熊本県支部	14人			
	熊本健康管理センター	57人			

### こころのケア班(支援者支援)編成と役割

- 【編成】 ●1班4名編成(こころのケア要員3名(うち1名はこころのケア指導者が望ましい)、調整員1名)  
●臨床心理士の派遣が可能な施設は1名は派遣
- 【役割】 ●院内に設置された「こころのケア日赤熊本2016」の活動支援  
●病院、支部、健康管理センター職員、全国から応援派遣されている職員のこころのケア  
●被災地で被災者支援を行っている支援者のこころのケア

### こころのケア班(被災者支援)編成と役割

- 【編成】 ●1班5名編成(こころのケア要員4名、調整員1名)、こころのケア要員のうち1名は、必ずこころのケア指導者とする。他の3名はこころのケア指導者が望ましいが、その限りでない。メンバーに健康生活支援講習指導者が含まれることが望ましい。
- 【役割】 ●こころのケアコーディネーターの作成した実行計画に従い、被災者支援の実施



エミナースで活動するこころのケア要員(被災者支援)



足のマッサージをしながら被災者に寄り添う徳島県支部のこころのケア要員(河原小学校)



益城町役場で活動するこころのケア要員(支援者支援)



ハンドマッサージで被災者の話しに耳を傾ける奈良県支部のこころのケア要員

県との連携に関すること

## DPATと日赤こころのケアチームの連携



熊本こころのケアセンター  
センター長  
矢田部 裕介

熊本地震で行政が実施したこころのケア活動は、災害派遣精神医療チーム(Disaster Psychiatric Assistance Team:DPAT)の受援並びに被災地派遣の調整であった。DPATは、東日本大震災におけるこころのケアチーム活動の課題検証を踏まえ、平成25年に設立された。以降、広島土砂災害、御岳山噴火災害、関東・東北豪雨災害での稼働を経て、熊本地震ではDPAT設立後、初めて全国規模での活動が展開された。熊本地震におけるDPAT活動の中心は被災精神科病院支援や避難所精神保健医療支援、支援者のメンタルヘルスケアであったが、いずれのミッションも他の支援団体との連携を要した。例えば、精神科病院支援として大規模患者搬送(計591名)がなされたが、ここでは災害派遣医療チーム(Disaster Medical Assistance Team:DMAT)や自衛隊との連携が調整本部レベルでなされ、県内外患者搬送にかかる死者は出なかった。急性期には、DMAT等、身体医療系支援団体との連携が主であったが、災害フェーズが亜急性期へ移行してくると、メンタルヘルス系支援団体との連携が重要となった。最大被災

地である益城町では、宮城DPATと日赤こころのケアチームとが協働して避難所巡回にあたった(写真1)。

また、西原村では、役場保健師と阿蘇保健所、日赤こころのケアチーム、宮崎DPATとの協働で、役場職員全員に対して、メンタルヘルスチェックから面接、必要に応じた受診勧奨がなされた。西原村での連携支援は、今後の災害時行政職員メンタルヘルスケアのモデルとなり得る活動であったと思われる。日赤こころのケアチームとDPATの連携調整は、本部レベルでも行われた。DPATの調整本部は亜急性期以降、熊本赤十字病院の道向かいにある熊本県精神保健福祉センターに置かれた。このため、両組織のカウンターパートが直接頻りに協議・情報交換が可能となり(写真2)、互いの立場や強みの尊重が生まれ、効果的な連携に寄与したと考えられる。



写真1. DPATと日赤こころのケアチームとの活動前ミーティング(於 益城町保健福祉センター)



写真2. カウンターパート協議(於 熊本県庁災害対策本部内DPAT調整本部)

被災自治体との連携に関すること

## 熊本地震における日赤こころのケア活動



神戸赤十字病院  
こころのケアコーディネーター  
村上 典子

「日赤こころのケア」の歴史は有珠山噴火災害にさかのぼり、以後、新潟中越地震、東日本大震災など、その災害の性質や時に応じて実践されてきた。熊本地震では初めて本格的にコーディネーター制度を導入し、「こころのケア本部」を現地災害対策本部(日赤熊本県支部)の中に置くことにより、救護班との連携を密にできる体制となった。

私は4/25~5/1、日赤こころのケア活動立ち上げのために、コーディネーターとして派遣された。その時期は我々の「仲間」である熊本赤十字病院や支部職員へのサポートを第一に考えた。対外的には、今回の熊本地震で大規模な活動が展開されたDPAT(災害派遣精神医療チーム)との連携に重きをおいた。そして「こころのケア」という言葉への被災地での抵抗感も考慮し、その言葉をできるだけ使わず、リラクゼーションや支援者への支援に力を入れることとした。日赤こころのケア活動は救護班に帯同しているこころのケア要員が既に行っていたが、困った際の相談などのバックアップ

を本部のコーディネーターが行うようにした。益城町、西原村、南阿蘇村地域などを視察し、交通の便から南阿蘇村地域へのこころのケアチームの派遣は断念した(大阪赤十字病院がキッズスペースを設置したり、各救護班のこころのケア要員はもちろん活動していたが)。自治体の規模などからも支援システムが構築できそうな西原村から、こころのケアチームの活動を始めることとした。

その後は私の後に続くコーディネーターに引き継いだ。私も2週間毎に「こころのケアアドバイザー」という形で派遣され、現地の活動の経過を追うことができた。西原村では「健康よろず相談室(被災者・支援者対象)」が5/17から開設され、DPATと協力して全職員対象のストレスチェック面談も行った。益城町は、当初は避難所でのこころのケア活動には困難な状況もあり、役場職員を対象とした「リフレッシュルーム(傾聴やリラクゼーション)」を5/8から始め、5/30からは最大規模の避難所である益城町総合体育館に「こころのリラックスルーム」を開設した。

活動開始より難しいと言われている「撤収」については、救護班やDPATの動きを見ながら、徐々に規模縮小していき、最終的には6/13となり、最後のコーディネーターとして派遣させていただいた。反省点も多々あるが「コーディネーター制度」の一つの形として今後につなげることができれば幸いである。



西原村に開設した健康よろず相談室(被災者・支援者対象)